

別表第十六その八（第八十六条の十五関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十二その八線下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

| | |
|--|--|
| 第 号 | |
| 公 用 取 消 令 書 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 (法人については、その 名称) | |
| 自衛隊法（昭和29年法律第165号） | 第103条第1項本文 第103条第1項ただし書 第103条第2項 第103条第3項 の規定に基 第103条第4項 第103条の2第1項 第103条の2第2項 |
| づく公用令書（第 号（ 年 月 日）に係る処分を次のとおり取り消したので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第135条の規定により、これを交付する。 | |
| 年 月 日 | |
| 処分者 印 | |
| 取り消した処分の内容 | |
| 備 考 | |

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。